

保安規程変更届出書

経企発第4号
平成19年7月31日

経済産業大臣
甘利 明 殿

東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発株式会社
取締役社長 中垣 喜彦



次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	第6条 主任技術者の選任等 第7条 主任技術者の職務等 第11条 教育内容と方法 第12条 工事に係わる届出（新設）
変更年月日	平成19年7月31日

以上

変更理由書

平成19年5月7日付 平成19.05.01原第8号「保安規程の変更命令について」により保安規程を以下のとおり見直したため。

1. 主任技術者の位置付け
 - ・第6条（主任技術者の選任等）に補佐要員の配置について追記した。
 - ・第7条（主任技術者の職務等）に主任技術者の独立性、責任と権限について規定した。
2. 主任技術者の職務の追加
 - ・第7条（主任技術者の職務等）に保安活動実施状況に関する記録内容の点検・確認を、職務として追加した。
3. 保安教育の充実
 - ・第11条（教育内容と方法）に計画的な教育・訓練を行う旨を規定した。また、電気事業法及びこれに関係する法令等についての理解促進、遵守に関する事項を、教育項目として追加した。
4. 工事計画届出に関する規定の明確化
 - ・第12条（工事に係わる届出）を新設し、工事に係わる届出の要否確認、手続き確認について規定した。

以上